

所得保障とサービス保障の関係

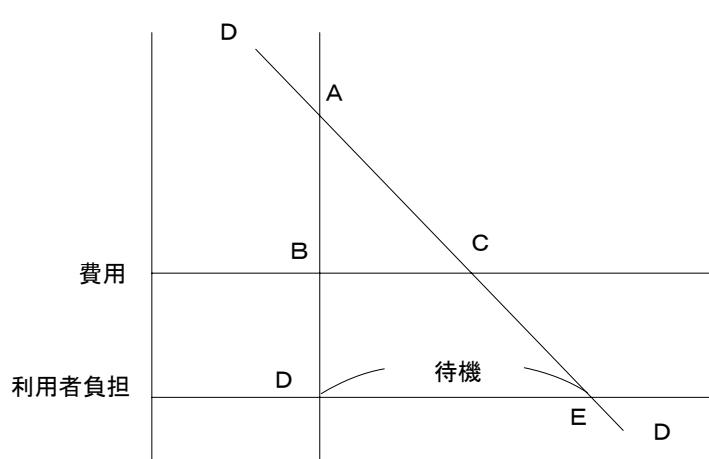
所得保障とサービス保障が分離された体系では、
所得保障が完備されれば、サービス負担能力の問題はなくなる
サービス負担は、応益負担でかまわない(かもしれない)

戦後の展開

ながらく、福祉が所得保障の役割を果たしてきた
年金が充実していなかったため
公的扶助・福祉で「生活」に必要なサービス給付をおこなう形で整備
例：障害者・高齢者福祉での医療給付
例：施設給付はホテル・コストに重点
需要に対し過小な供給を、応能原則負担で割り当てる

社会保障政策・第10回

1



社会保障政策・第10回

2

1

【事例】介護施設のホテル・コストの歪み
施設入居者は、介護サービス+ホテル・コストを給付される
在宅要介護者は、年金で居住費用をまかない、介護サービスを福祉で給付される

ホテル・コストをサービス給付対象から除外する方向へ改革がおこなわれる

2005年10月 施設の居住費・食費が介護保険給付から除外
利用者負担する居住費は光熱水費相当、個室等は室料
利用者負担する食費は食材料費と調理費。栄養管理費用は保険給付
低所得者に負担限度額、差額を保険給付
2006年10月 療養病床の居住費・食費が医療保険給付から除外
療養病床に入院する70歳以上の高齢者
利用者負担する居住費・食費を介護保険と同等に
低所得者に負担限度額、差額を保険給付
2008年4月
療養病床に入院する65歳以上の高齢者を対象に

社会保障政策・第10回

3

障害者 障害児 デイサービス、短期入所、居宅介護等	支援費制度
高齢者 特別養護老人ホーム デイサービス、短期入所、居宅介護等	社会保険 (介護保険)
児童 保育所、母子生活支援施設、助産施設	措置制度 (申請手続)
児童 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業 障害児 重症心身障害児施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設 高齢者 養護老人ホーム	措置制度 (職権手続)

社会保障政策・第10回

4

基礎的サービスを供給する手段

- | | |
|----------------|--------------|
| ・税を財源、無償で提供 | 義務教育 |
| ・税を財源、安価な利用者負担 | 措置制度での福祉、支援費 |
| ・社会保険、利用者負担 | 医療、介護 |

給付の性格からの財源調達の考え方

- | | |
|----------|-----------------|
| ・低所得者に集中 | 扶助方式が望ましい |
| ・所得に比例 | 保険料方式が望ましい |
| ・所得と無関係 | どちらが望ましいかは決まらない |

社会保障政策・第10回

5

【医療扶助】

生活保護対象者は医療保険の適用除外となり、医療費の全額が医療扶助で負担。

【介護保険】

・64歳以下

医療保険加入者は、介護保険に加入(第2号被保険者)し、介護費の1割(自己負担分)が介護扶助で負担。

医療保険未加入者は、介護費の全額が介護扶助で負担。

・65歳以上

介護保険に加入(第1号被保険者)し、介護費の1割(自己負担分)が介護扶助で負担。

【国保保険料】(例・小田原市・平成19年度)

- ①所得割額 加入者全員の市県民税額の合計 × 料率(医療分97.35%、介護分25.06%)
- ②資産割額 加入者全員の固定資産税額の合計 × 料率(医療分51.90%、介護分21.64%)
- ③均等割額 世帯の加入者数 × (医療分24,432円、介護分7,739円)
- ④平等割額 1世帯につき決められた定額(医療分20,928円、介護分4,779円)

社会保障政策・第10回

6

【国保保険料】(例・文京区・平成19年度)

- ①所得割額 加入者全員の市県民税額の合計 × 料率(医療分124%、介護分20%)
- ②均等割額 世帯の加入者数 × (医療分35,100円、介護分12,000円)

【国保保険料】(例・文京区・平成20年度)

 - ①所得割額 加入者全員の市県民税額の合計 × 料率(医療分90%、支援金分27%, 介護分12%)
 - ②均等割額 世帯の加入者数 × (医療分28,800円、支援金分8,100円、介護分11,100円)

【長寿医療制度】(例・長野県、平成20年度)

- ①所得割額 (総所得金額－33万円) × 6.53%
- ②均等割額 35,787円

【長寿医療制度】(例・北海道、平成20年度)

- ①所得割額 (総所得金額－33万円) × 9.63%
- ②均等割額 43,143円